

県第百二十五号議案

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例案を次のように提出する。

平成十八年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

公立大学法人県立広島大学の 重要な財産を定める条例案

公立大学法人県立広島大学の 重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定に基づき、重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第二条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得て
する売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価
格）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上
のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。